

令和8年4月21日

横浜市会議長

渋谷 健 様

基地対策特別委員会

委員長 山田 一 誠

基地対策特別委員会中間報告書

本委員会の付議事件に関して、活動の概要を報告します。

1 付議事件

米軍施設の跡地利用及び早期全面返還の促進等を図ること。

2 活動内容等

(1) 令和7年6月9日 委員会開催（第1回）

ア 議題

(ア) 令和7年度の委員会運営方法について

令和7年度の委員会運営方法について協議し、付議事件全体について包括的に調査・研究すること、要望活動の実施等を決定した。

(イ) 本市の基地対策の概要等について

都市整備局から説明を聴取し、質疑を行った。

(ウ) 跡地利用の検討状況について

都市整備局から説明を聴取し、質疑を行った。

(2) 令和7年9月30日 委員会開催（第2回）

ア 議題

(ア) 市内米軍施設の現況等について

都市整備局から説明を聴取し、質疑を行った。

(イ) 旧富岡倉庫地区の跡地利用基本計画改定について

都市整備局から説明を聴取し、質疑を行った。

(ウ) 根岸住宅地区における土地利用の方向性について

都市整備局から説明を聴取し、質疑を行った。

(3) 令和7年9月30日 視察実施

以下の施設及び区域について、海上視察を実施した。

- ・ 鶴見貯油施設
- ・ 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック

(4) 令和7年12月2日 委員会開催（第3回）

ア 議題

(ア) 市内米軍施設の現況等について

都市整備局から説明を聴取し、質疑を行った。

(イ) 根岸住宅地区における土地利用の方向性について

都市整備局から説明を聴取し、質疑を行った。

(5) 令和7年12月2日 視察実施

以下の施設について、視察を実施した。

- ・根岸住宅地区

(6) 令和8年2月3日 委員会開催（第4回）

ア 議題

(ア) 政府に対する要望活動について

要望書案の内容について協議し、案のとおり決定した。

(イ) 行政視察について

行政視察の調査活動から得られた他都市の事例について、各会派から報告を行った。

a 国民民主党・無所属の会

- ・視察月日：8月25日～26日
- ・視察先及び視察項目

【九州防衛局（福岡県福岡市）】

九州地方における米軍の施設使用状況等について

【九州防衛局佐世保防衛事務所、海上自衛隊佐世保地方総監部及び米海軍佐世保基地（長崎県佐世保市）】

佐世保基地における米軍の施設使用状況等について

- ・視察委員：坂本副委員長

九州防衛局では、馬毛島整備の遅延リスクや新田原基地のF-35騒音対策について説明を受け、九州を日本防衛の要地として地域と連携し取組を進めていることを確認した。佐世保防衛事務所では、米軍専用施設の多さから佐世保が防衛上重要な拠点であること、クルーズ船増加に伴い岸壁整備が進んでいること、跡地返還が長期化する見通しであることを把握した。海上自衛隊佐世保地方総監部では歴史的施設を視察し、佐世保が自衛隊と地域の結びつきが強いまちであることを確認した。視察を通じ本市に参考になる部分がある。

b 公明党

- ・視察月日：8月27日～28日

- ・ 視察先及び視察項目

【青森県三沢市】

三沢市における米軍基地の現況等について

【東北防衛局三沢防衛事務所及び航空自衛隊三沢基地（青森県三沢市）】

三沢基地における米軍の施設使用状況等について

- ・ 視察委員：仁田委員、望月委員

三沢基地は日米と民間が共同使用する重要拠点である一方、F-35A運用などによる騒音が最大の課題である。防音対策や基地の移転が進む中、跡地活用が課題として残っている。基地と地域は交流を深めており、三沢市の騒音対策や共存の取組は本市の参考になる。

c 日本維新の会・無所属の会

- ・ 視察月日：10月27日～28日

- ・ 視察先及び視察項目

【沖縄防衛局（沖縄県嘉手納町）】

(1) 沖縄県内の米軍施設の概況について

(2) 返還事案全般及び跡地利用について

【沖縄県金武町】

ギンバル訓練場の跡地利用等について

- ・ 視察委員：大山委員

沖縄防衛局では、基地の土地において民有地が多いことにより返還・跡地利用が複雑であることを確認するとともに、医療拠点化や道路先行利用などの柔軟な取組がなされていることを確認した。金武町では、返還跡地の活用が雇用と地域振興につながる一方、渋滞や騒音などの課題があることを確認した。両事例から、跡地利用には明確なビジョンと長期的な取組が不可欠であると感じた。

d 自由民主党

- ・ 視察月日：11月17日～18日

- ・ 視察先及び視察項目

【沖縄県読谷村】

基地跡地利用の取組について

【沖縄県北谷町】

町内米軍施設の現況と跡地利用について

- ・視察委員：山田（一）委員長、白井（亮）副委員長、渋谷委員、伏見委員、松本委員、山下委員

読谷村では返還跡地の計画的再開発が地域経済を大きく押し上げた一方、地価上昇などの課題も生じており、返還前からの丁寧な計画づくりの重要性を確認した。北谷町では基地負担による騒音・安全面の課題が続くが、返還跡地での計画的なまちづくりが進み、柔軟な計画見直しと丁寧な情報提供を行っていることを確認した。

e 長谷川えつこ

- ・視察月日：11月19日～20日
- ・視察先及び視察項目

【沖縄県北中城村】

北中城村における基地跡地利用の取組について

【内閣府沖縄総合事務局（沖縄県那覇市）】

県内における基地跡地利用の取組について

- ・視察委員：長谷川（え）委員

北中城村では、ライカム地区の返還跡地を官民連携で再生し、防災機能や雇用創出に成果を上げる一方、交通渋滞などの課題が依然として残っていた。沖縄総合事務局では、高率補助や境界確定などを通じて跡地利用を支援しており、返還は進むものの支障除去や移転遅延が課題であった。

(7) 令和8年3月25日 要望活動実施

要望書の内容に基づき正副委員長において要望活動を行った。

ア 要望内容

横浜市内米軍施設に関する要望書

イ 防衛省

(ア) 対応者

小泉 進次郎 防衛大臣

(イ) コメント概要

- ・根岸住宅地区の返還が具体化したことは大変前向きな進展であり、長年取り組んでこられた横浜市会及び市行政の皆さまの努力が実を結んだものと受け止めている。
- ・米軍施設に関しては、地域の皆様や自治体、米軍とのきめ細かなコミュニケーションが重要であり、今後も緊密に連携していく。
- ・根岸住宅地区については、土地所有者の皆様への丁寧な情報提供を行うとともに、横浜市や関係機関と連携し、円滑な跡地利用につなげていきたい。
- ・米軍施設区域の運用については、公共の安全への十分な配慮が当然であり、政府としても安全確保と周辺への影響最小化を引き続き米側に求めていく。

ウ 外務省

(ア) 対応者

大西 洋平 外務大臣政務官

(イ) コメント概要

- ・平成16年の日米合意に基づいて、これまでに4施設・区域の返還が実現し、根岸住宅地区については、本年6月30日までの全面返還が予定されている。残る池子住宅地区及び海軍補助施設の飛び地の返還についても、引き続き、関係機関や米側と緊密に連携し、対応していく。
- ・在日米軍が我が国に安定的に駐留するためには、地元の皆様の御理解と御協力が不可欠であると認識している。米軍の運用に当たっては、安全に十分配慮しつつ、周辺地域への影響を最小限に留めるよう米側に求めてきており、政府としても、地元の皆様の御負担をできる限り軽減することを目指し、全力を尽くしていく。
- ・米軍人等による事件・事故は、あってはならないものであり、あらゆるレベルで綱紀粛正や再発防止を継続して要請していく。

(8) 令和8年4月21日 委員会開催(第5回)

ア 議題

(ア) 市内米軍施設の現況等について

都市整備局から説明を聴取し、質疑を行った。

(イ) 特別委員会中間報告書（案）について

本委員会の中間報告書（案）の内容について協議し、案のとおり決定した。

3 米軍施設の跡地利用の検討等について

(1) 旧富岡倉庫地区

野積場については、サウンディング調査の提案内容、地域課題や要望等を踏まえ、跡地利用基本計画の改定を令和7年10月に行った。今後は、地区計画策定等の都市計画手続を進めていく。

物揚場については、港湾局が臨海部の土地需要や開業した南部市場の動向を見極めながら、臨港地区にふさわしい土地利用を検討している。

(2) 旧深谷通信所

深谷通信所跡地利用基本計画に基づき事業推進を図るため、公園、公園型墓園、道路等の各施設の検討を進めるとともに、都市計画手続の公聴会を令和7年5月に開催し、都市計画案の縦覧および環境影響評価準備書の縦覧を令和8年1月に実施した。引き続き、令和9年頃の都市計画決定を目指し、都市計画や環境影響評価の手続を進めていく。

(3) 根岸住宅地区

市施行による土地区画整理事業の実施に向けて、地権者との個別意見交換やサウンディング型市場調査などを行いながら「土地利用の方向性」をとりまとめ、市民意見募集を行った。また、環境影響評価条例に基づいた環境影響評価の手続に着手した。

今後は、引き続き環境影響評価の手続を進めるとともに、都市計画の手続にも着手し、地権者の合意形成も図りながら、事業実施に向けてさらに検討を深めていく。

(4) 池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地

当該飛び地について地元の方から強い要望のある災害時の避難場所として、発災時に速やかに出入りができるように、国と調整していく。

4 委員会及び視察を通じた委員意見概要

(1) 基地対策全般について

- ・返還跡地は横浜の大切な財産であるからこそ、横浜市民が返還の意義を実感できるような活用を実現すべきである。

(2) 返還方針未合意施設について

ア 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック

- ・横浜ノース・ドックは港湾施設であり、飛行機が離発着する場所ではない。基地機能の強化につながらないよう国に対し改めて要望すべきである。
- ・横浜ノース・ドックに陸揚げされて、離陸したオスプレイの型は屋久島で墜落した型と同様であり、墜落した原因が判明していない中で、オスプレイが横浜の上空を飛行したことについて、市民が危険にさらされているという認識を持つべきであり、強く抗議を申し入れるべきである
- ・横浜ノース・ドックでの搬入に際して、反対運動がエスカレーションする危険性がある場合、事故防止のため本市として防衛省や警察と適切に連携すべきである。

(3) 跡地利用について

ア 旧富岡倉庫地区

- ・跡地利用基本計画の改定については、金沢区民や近隣住民の方にとってニーズがあるものなのかをよく考えて進めるべきである。
- ・本地区の魅力向上のためには、国道やシーサイドラインによる分断を解消し、子育て世代も安全に移動できる動線を確認するなど、回遊性を高める工夫を講じるべきである。
- ・単に子育て世代に向けた住宅を整備すれば子育て世代が来るわけではなく、街に魅力がないと呼び込めない。そのために、サウンディング調査にとどまらず、都市整備局としてエリア全体のまちづくりを考えていくべきである。
- ・研究機関の誘致について、そもそものコンセプトが今のニーズや20年、30年後のニーズを満たすものなのかということを検討すべきである。

イ 旧深谷通信所

- ・返還に際して、有償や無償の基準があるとしても、その基準に単に従えば、

跡地利用と併せて、市において多額の費用負担となるおそれがある。そのため、基準そのものの在り方をしっかり国と議論をしていくべきである。

- ・スポーツ施設の整備には賛成だが、近隣地域の意見だけで決定すれば、競技人口の多い種目の利用機会が不足するなど、公平性を欠くおそれがある。そのため、跡地利用については、近隣住民の意見を尊重しつつも、スポーツ団体を含むより広い市民の声を踏まえた合意形成を図るべきである。

ウ 根岸住宅地区

- ・多様な論点が絡む長期的な事業であるからこそ、都市整備局が司令塔となり、他局との連携を密にして一体的にまちづくりを推進すべきである。
- ・地区周辺には高齢者の方も多く居住しているため、商業スペースを造る場合には、高齢者の方もそこに買い物に行くような環境にあるのかということも考えて街づくりを進めてほしい。また、地権者だけでなく、近隣の商店街の方々も含めて議論を進めていくべきである。
- ・商店街や住宅の再生によって地域の魅力を高めていくこともまちづくりの観点から欠かせない。広大な土地の跡地利用であるため、慎重に議論を重ね、地域全体の活性化につながる場となるようにすべきである。
- ・根岸住宅地区はアクセスが悪く、仮に商業施設を造ったとしてもトラブルになる可能性があるため、根本的なアクセスの問題をまちづくり構想の中に入れて考え直すべきである。
- ・返還地内部が米軍により大規模に嵩上げ・改変されている状況を踏まえると、今後の土地活用の際して本市に過大な費用負担が生じる事態は避けるべきである。
- ・3月12日に根岸住宅地区の返還スケジュールが示されたことは喜ばしいことだが、このことで地権者の方々が不利益を被ることがないように、また返還されて良かったと思えるような対応をしていくべきである。

5 まとめ

本年度は、付議事件全体について包括的に調査・研究することとし、本市の基地対策の概要や市内米軍施設の現況、跡地利用の検討状況等について、当局から説明を聴取し、意見を交わすとともに、市内米軍施設等への視察を行ってきた。

本市においては、第二次世界大戦後に進駐した連合国軍により港湾施設や中心市街地などが広範囲にわたり接収されて以来、市内米軍施設の早期返還は、市政の重要課題かつ横浜市民共通の念願であり、これまで多くの返還を実現してきた。

平成16年の返還方針合意以降で4施設の返還が実現し、令和8年3月12日には、根岸住宅地区について令和8年6月30日までに全部返還される予定であることが日米で合意された。返還跡地は、横浜市内に残された貴重な資源であることから、立地特性等を生かし、地域の活性化や広域的課題の解決に向けた土地利用検討を進めるとともに、地権者及び周辺住民等の思いを、引き続き丁寧に汲み取る必要がある。

一方で、根岸住宅地区の返還実現後も、3施設約107ヘクタールに及ぶ米軍施設が存在しており、市民生活に多大な負担が生じているほか、まちづくりにも大きな制約を与えている。返還方針が合意されたにもかかわらずいまだに返還されていない池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地をはじめ、返還方針が合意されていない施設及び区域については、引き続き、速やかな返還の実現に向けて精力的に取り組むことが必要不可欠である。

そうした中、本委員会としては本年度も、横浜市内米軍施設に関する要望書を国に提出した。令和8年3月25日に防衛大臣及び外務大臣政務官に対し要望書を手交し、横浜市民の長年にわたる負担を早期に解消し、返還後の跡地の管理や利用においても新たな負担を生じさせないため、市内米軍施設の返還と跡地利用の促進及び横浜市民の基地負担の軽減に向けて要望を行った。

今後も横浜市会として、市内米軍施設の早期全面返還、返還後の跡地利用の促進及び米軍施設とその周辺的安全対策の徹底などを図るために、引き続き国に対して働きかけを行うなど、積極的かつ継続的に活動していくべきである。

6 別添資料

横浜市内米軍施設に関する要望書

(注：記載されている肩書・名称等は当時のものである)

○ 基地対策特別委員会名簿

委員長	山田一誠	(自由民主党)
副委員長	白井亮次	(自由民主党)
同	坂本勝司	(国民民主党)
委員	渋谷健	(自由民主党)
同	伏見幸枝	(自由民主党)
同	松本研	(自由民主党)
同	山下正人	(自由民主党)
同	仁田昌寿	(公明党)
同	望月康弘	(公明党)
同	高田修平	(立憲民主党)
同	大山しょうじ	(日本維新の会・無所属の会)
同	横溝じゅん子	(国民民主党)
同	古谷靖彦	(日本共産党)
同	山浦英太	(山浦英太)
同	長谷川えつこ	(長谷川えつこ)

横浜市内米軍施設に関する要望書

令和8年3月

横浜市会

横浜市会は、第二次世界大戦後に進駐した連合軍により、市の中心部や港湾施設などが広範囲にわたり接収されて以来、横浜市民共通の念願、市政の重要課題として市内米軍施設の早期返還に取り組み、これまでに多くの返還を実現してきました。

平成 26 年の深谷通信所に続き、27 年には上瀬谷通信施設の大規模返還が実現し、令和元年 11 月には、根岸住宅地区について、土地所有者への早期引渡し及び将来の土地利用を目的に共同使用が合意され、令和 2 年 6 月より原状回復作業が行われています。

しかし、横浜市内にはいまだ約 150 ヘクタールの米軍施設が存在し、市民生活に多大な負担をかけるとともに、まちづくりにも大きな制約を与えています。

については、横浜市民の長年にわたる負担を早期に解消し、返還後の跡地の管理や利用においても新たな負担を生じさせないため、横浜市内米軍施設の返還と跡地利用の促進、並びに、横浜市民の基地負担の軽減に関し、次の事項の実現を強く要望します。

令和 8 年 3 月 25 日

外務大臣	茂木敏充様
財務大臣	片山さつき様
国土交通大臣	金子恭之様
防衛大臣	小泉進次郎様

横浜市会議長

渋谷 健

I 市内米軍施設の返還と跡地利用に関する要望

1 市内米軍施設・区域の早期全面返還の促進

(1) 平成16年10月に返還方針が合意されている施設・区域の返還

平成16年10月に、日米合同委員会において市内米軍施設6施設・区域を対象に返還の方針が合意された。その後、横浜市会による政府に対する要望等により、27年に上瀬谷通信施設が返還され、4施設・区域の返還が実現した。引き続き、残る根岸住宅地区、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地の2施設・区域について早期返還を実現すること。

特に、根岸住宅地区については、過日、返還に向けたスケジュールが示されたところであるが、着実に返還手続を実現されたい。

池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地については、返還への働きかけを強化すること。

(2) 返還合意施設以外の施設・区域の返還促進

返還合意施設以外の瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック、鶴見貯油施設、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域、小柴水域の早期全面返還を促進すること。

2 民間土地所有者への配慮

民間土地所有者の抱える課題・要望（土壌汚染等に対する懸念や土地の原状回復の取り扱いなど）を把握し、返還後の土地利用等に支障を来たさないよう、適切な対応に努めること。今後返還が予定されている根岸住宅地区については、引き続き、安全・確実に原状回復作業を実施し、実施状況や内容などについて、地権者ときめ細かな協議・打合せを行うとともに、原状回復作業で影響が及ぶ周辺住民への丁寧な周知を行うこと。あわせて、返還・引き渡し後、地権者が土地活用を円滑に行えるよう、接収・提供を要因としたさまざまな問題を国が主体となって解決すること。

また、旧上瀬谷通信施設の民有地については、土地利用等に不安がないよう、丁寧な対応を行うこと。

3 跡地の適正管理と実態把握

返還後の跡地については、跡地における事業実施までの間の防犯・火災予防等に万全を期すこと。また、旧深谷通信所等における土壌、工作物等については、その措置について、地域住民に対して丁寧な説明を行うとともに、今後の利用の支障とならないよう国による撤去費用の負担など適切な措置を講じること。また、旧上瀬谷通信施設については、砲弾が発見されていることから、調査費の負担など必要な措置を講じること。

4 返還国有財産の優遇処分

戦後の接收以降、横浜市民は多大な負担を被ってきており、そのような経緯を踏まえ、返還国有地については、横浜市に対して無償による譲与を行うなど土地処分におけるさらなる優遇措置を講ずること。

特に広大な国有地を有する旧深谷通信所、旧上瀬谷通信施設及び根岸住宅地区の処分条件について配慮すること。

5 跡地利用に対する支援

旧深谷通信所、旧上瀬谷通信施設及び根岸住宅地区はあわせて約360ヘクタールと広大な面積を有していることから、首都圏の活性化に資する跡地利用を実現するため、関連する道路整備なども含め、横浜市が実施する事業に対する財政支援など特段の配慮と支援を行うこと。

さらに、これまで米軍施設により制限されてきた基盤整備の促進に資するよう、横浜市の旧上瀬谷通信施設におけるGREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の開催に対して、引き続き、国として協力を行うこと。

6 根岸住宅地区に囲まれた土地に居住する市民及び地区周辺住民への適切な対応

根岸住宅地区に囲まれた土地に横浜市民が居住しており、様々な制約を受けているとともに、施設・区域の提供により、地区周辺住民は迂回をしなければならないなどの不便を強いられている。施設・区域の提供に起因する生活環境の維持・改善については国の責務であることから、居住者の声を十分に聞くとともに、地区周辺住民に対しても配慮するなど、適切な対応を行うこと。

II 米軍施設周辺の生活環境の維持向上に関する要望

1 米軍施設及びその周辺における安全対策の徹底

横浜市民の安全・安心な生活を確保するため、安全対策の徹底を図るとともに、米軍施設で働く日本人従業員の安全・安心の確保にも努めること。

また、訓練を行うにあたっては、基地周辺住民に十分配慮するとともに、不安を与えないようにすること。

さらに、瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックでの第5輸送中隊の運用開始に伴い、市民生活の安全・安心等に影響を及ぼすことがないように万全な対策を実施すること。

2 日米地位協定の見直し

日米地位協定については、これまで環境補足協定や軍属に関する補足協定の締結など、運用の改善が行われてきたが、依然として在日米軍の活動には国内法は適用されていない。航空・環境・事件事故など横浜市民の安全・安心に大きな影響を与える可能性の高いものについては、国内法令が適用されるよう日米地位協定を見直すこと。

3 災害対策への協力

災害の発生に際して、横浜市と在日米海軍及び在日米陸軍が交わした「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する覚書」と「消防相互援助協約」を踏まえ、横浜市の災害対策への協力を行うとともに、適時適切な情報提供に努めること。

4 米軍人等に対する教育等の徹底

横浜市内において米軍人等による犯罪や迷惑行為等による大きな問題は発生していないものの、国内では依然として悪質な事件が発生している。

市民生活に不安を与えないよう、引き続き、教育・研修に努め、実効性のある対策を講じ、事件等が発生しないよう努めるとともに、その具体的な対策等について情報提供を行うこと。

5 適時適切な情報提供

米軍施設に係る問題は、市民にとって大変重要な事柄であり、市民生活の安全・安心に関わるものである。近年では、瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックでの第5輸送中隊の運用開始や、オスプレイの駐機、米艦船の市内民間施設への着岸が散見されることもあり、市民に不要な心配をおかけすることのないよう、説明責任を果たすために、なお一層、適時適切な情報提供に努めること。

横浜市内米軍施設区域位置図

- 凡例**
- | | |
|-----------|-------------|
| 施設 | 土地区分 |
| 提供中施設 | 国有地 |
| 返還済施設 | 民有地 |
| | 市有地 |

旧上瀬谷通信施設 242ha

27年6月 返還



国有地(45%):110ha
民有地(45%):110ha
市有地(10%):23ha

旧深谷通信所 77ha

26年6月 返還



国有地(100%):77ha

旧富岡倉庫地区 3ha

21年5月 返還



国有地(100%):3ha

根岸住宅地区 43ha

返還方針合意
(返還に向けた共同使用開始)



国有地(64%):27ha
民有地(36%):16ha
市有地(0%):0ha

瑞穂ふ頭/横浜 ノース・ドック 52ha



国有地(81%):43ha
民有地(12%):6ha
市有地(7%):3ha

鶴見貯油施設 18ha



民有地(100%):18ha

小柴水域 42ha

池子住宅地区及び 海軍補助施設 37ha

一部返還方針合意
(飛び地 1ha)



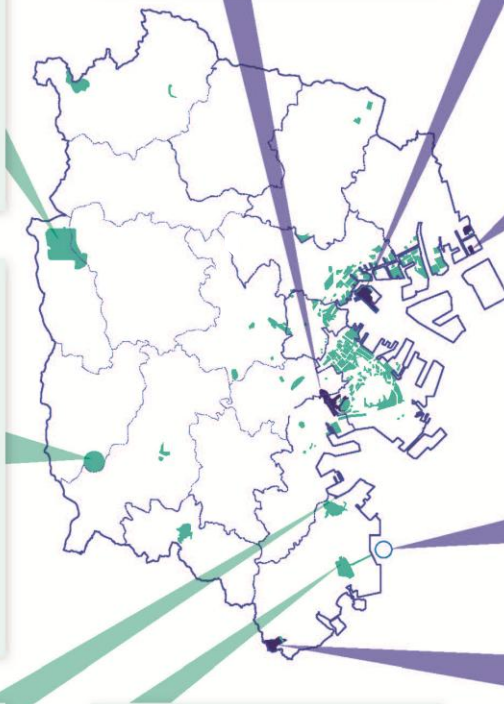
国有地(99%):36ha
民有地(0%):0ha
市有地(0%):0ha

旧小柴貯油施設 53ha

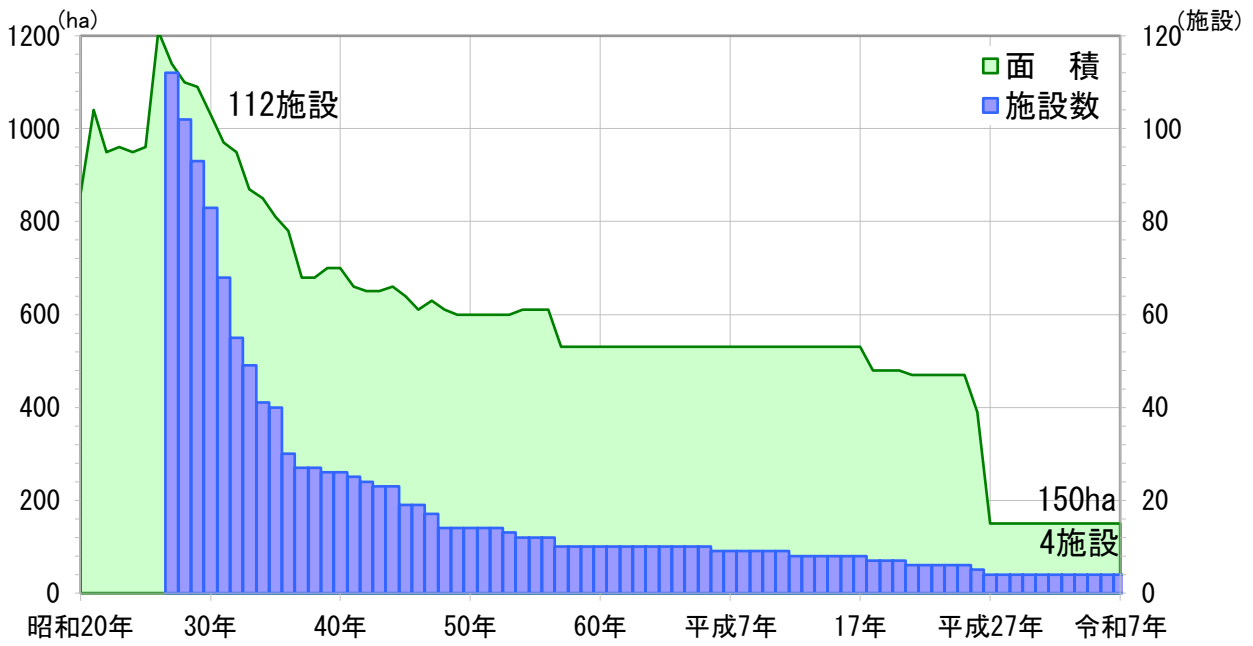
17年12月 返還



国有地(97%):51ha
民有地(2%):2ha
市有地(1%):0ha



資料 2 横浜市内米軍施設の面積・施設数の推移



※現在、上記のほかに小柴水域、横浜ノース・ドック専用水域がある。